

# 経営規模等評価申請 及び総合評定値請求 に関する説明書

(令和8年7月1日の制度改正に係る再審査申立用)

令和8年度

千葉県

# 注 意 事 項

この説明書は、令和8年7月1日に施行される経営事項審査制度の改正に伴い、再審査の申し立てを行う方に適用されます。

この説明書は、改訂又は廃止される場合があります(関係法令の改正があった場合等)。したがって、再審査申立等を行う方は、事前に必ず最新の情報(千葉県ホームページに掲載)を確認してください。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/index.html>)

## 目 次

<b>令和7年8月の経営事項審査制度の改正について</b> . . . . .	2
<b>第1 審査基準改正に伴う再審査の実施</b>	
1 再審査の実施 . . . . .	3
<b>第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法</b>	
1 経営規模等評価再審査申立方法 . . . . .	4
2 手数料及び納入方法 . . . . .	4
3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 . . . . .	5
4 申請書類の作成方法 . . . . .	7
記載例等 . . . . .	8
<b>第3 参考</b>	
1 建設業関連法令等(抜粋) . . . . .	12

# 令和8年7月の経営事項審査制度の改正について

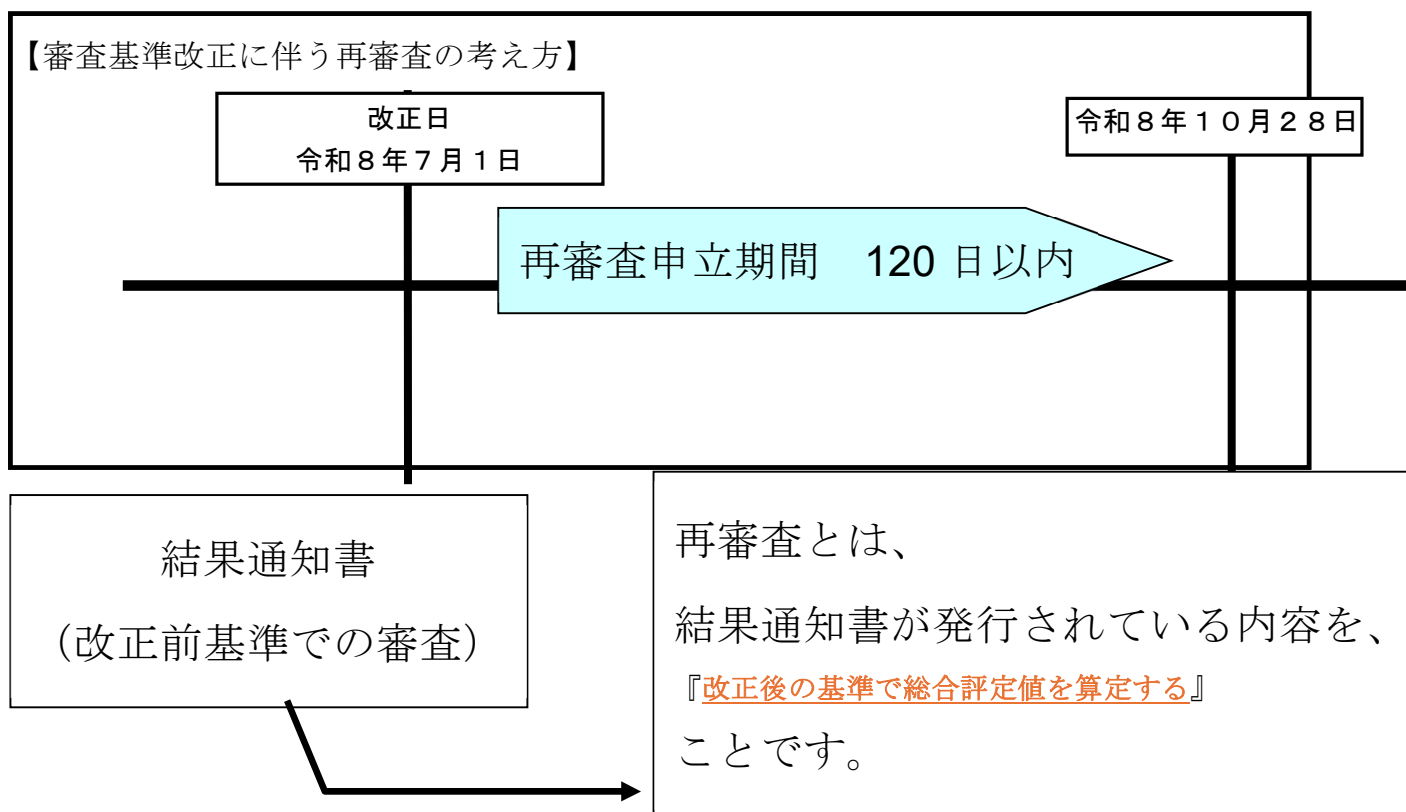
令和8年7月の経営事項審査基準の改正に伴う変更点は以下のとおりです。

1. 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無の新設  
審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点されます。  
※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し。
2. 加点対象機械の拡大  
現在の加点対象機械に加え、新たに「不整地運搬車」、「アスファルト・フィニッシャ」が追加されました。
3. 「社会保険加入に関する評価項目」の削除  
令和元年度の建設業法等の一部改正により、令和2年10月1日以降の建設業許可の要件に社会保険（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）の加入が追加されたことにより、令和7年10月1日以降に建設業許可を保有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなるため、経営事項審査の段階において改めて社会保険加入有無を確認する必要性が乏しいことから、審査対象項目から削除することとなりました。  
これにより、労働保険概算・確定申告書及び領収書、社会保険の領収証書の提出が不要となります。
4. 技術職員コード「703」「704」で加点対象となる業種の追加  
建築一式工事/機械器具設置工事/さく井工事/解体工事

# 第1 審査基準改正に伴う再審査の実施

## 1 再審査の実施

経営事項審査の基準が改正されたため、当該改正前の評価方法に基づく審査の結果の通知を受けた者は、当該改正の日である令和8年7月1日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができます。



## 2 再審査の注意事項

- ・再審査はあくまでも、結果通知書が発行されている旧基準における総合評定値を新基準にて算定することになるため、改正による変更点以外は当初申請の内容を変更することができません。
- ・再審査は当初申請の審査基準日時点での審査となります。
- ・結果通知書発行時点で、経営事項審査の有効期限が切れる審査基準日の再審査はできません。
- ・既に改正後の基準で受審済みの場合、再審査はできません。

## 第2 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求の方法

### 1 経営規模等評価再審査申請方法

(1) 申請方法 郵送・電子

郵送先 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1  
千葉県庁建設・不動産課 入札契約室 宛て

(2) 申請期限

令和8年7月1日から令和8年10月28日

(3) 結果通知書発送までのスケジュール

通常の申請と同様のスケジュールとなります。

(4) 留意事項

- ・補正等があった場合には、後日ファックス等にてご連絡します。
- ・申請にあたり、原本提出とされている書類以外は、写し(コピー等)を提出してください。(審査後、受付印を押印した申請書の副本のみ返却します。それ以外の確認書類については返却しません。)  
※次回申請時は再審査時の副本に加え、当初申請で提出した様式第4号、様式第5号、建設機械一覧表の副本の写しも提出してください。
- ・受付が完了した副本(申請者控え)等の返却書類は、後日、県から送付しますので、副本返送用の封筒等を同封してください。
- ・補正の提出が遅れた場合や、申請時期が集中してしまった場合などは、審査ができなかったり、結果通知書の発送日が変更になることがあります。

### 2 手数料及び納入方法

経営規模等評価再審査に係る手数料は**無料**です。

総合評定値通知に係る手数料については、「総合評定値通知手数料減免申請書」を提出することにより**無料**となります。

総合評定値通知手数料減免申請書の様式は、千葉県ホームページに掲載しています。  
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/keiejikou/chiji/tebiki.html>)

※記載例は本説明書33ページを参照

### 3 経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求に必要な書類 (千葉県知事許可業者)

再審査の必要書類は以下のとおりです。

#### 【提出書類】

- 申請書（正副2部作成）
  - ・経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（20001帳票）
  - ・工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高（20002帳票）
  - ・その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）
  - ・技術職員名簿（20005帳票）
  - ・経営規模等評価申請等提出票（県独自様式）
  - ・建設機械の保有状況一覧表※様式第4号は提出不要です。
  
- 当初申請時における経営状況分析結果通知書の写し（1部）
  
- 総合評定値通知手数料減免申請書（1部）
  - ※千葉県ホームページ「経営事項審査の説明書・様式ダウンロード」のページよりダウンロードできます。
  - ※この申請書の提出がない場合、総合評定値通知手数料を県証紙にて納付することとなります。
  
- 行政書士等への委任状・行政書士証票及び結果通知書返送用封筒（1部）・・・行政書士等へ委任を行った場合のみ。
  
- 返信用封筒（切手不要）

**【提出書類】（【原本】以外は写し）**

- 改正前の基準で受審した経営事項審査に係る申請書類等
  - ・ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（結果通知書）
  - ・ 経営事項審査申請書の副本・・・千葉県建設・不動産課の受付印があるもの。  
（電子申請を除く）
  
- 改正後の基準で再審査した場合、変更（加点）となる項目があった場合の書類等

① 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無に関して

必須提出	建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言に該当がある場合	別記様式第7号に掲げる「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書及び宣言書	審査基準日において、国土交通省が実施する自主宣言制度の宣言を元請事業者又は下請事業者の立場で行っており、誓約書に掲げる自主宣言制度で宣言した取り組みについて取組開始日以降行う又は行っていること。
------	---------------------------------	---	---

② 加点対象機械の拡大に関して（「不整地運搬車」「アスファルト・フィニッシャ」を追加する場合）

選択提出		特定自主検査記録表（新車購入時、新車リースの場合は、特定自主検査実施時期証明書）	審査基準日前1年の間に検査を実施していること。 ・機種が加点対象となるものであること。 ・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
選択提出		自動車検査証	有効期間満了日が審査基準日以降であること。 ※自動車検査証では建設機械の所有を証することはできない。

選択提出	<p>※建設機械型番・製造車体番号が明確に記載されていること。</p> <p>所有の場合、いずれか選択</p>	売買契約書	申請者が購入者となっている契約書。
選択提出		建設機械打刻証明書 又は 建設機械打刻検認証明書	申請者が現在の所有者となっている場合に限る。
選択提出		注文書、注文請書、 購入依頼書など	申請者が申込者となっている書類に限る。
選択提出		法人税又は所得税の 確定申告書の別表 16 及び 減価償却に係る明細 表など	明細等で、1台ごとの建設機械が確認できること。
選択提出		過去3年間の特定 自主検査記録表	3年間の使用者が申請者である場合に限る。
選択提出	<p>リースの場合、 いずれか選択</p>	リース契約書（賃貸 借契約書、レンタル 契約書）	申請者が賃借人となっている契約書。 ・審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること。
選択提出		契約を締結した リース会社が発行 するリース契約の 証明書	リース期間に関する記載があるものに限る。
選択提出	<p>新規掲載の建設機械がある 場合に必要</p>	建設機械の規格が確 認できる書類 （カタログなど）	加点対象となる規格を満たしているかどうかを確認するため必要。 （上記提出書類に規格の記載がある場合は提出不要。）
選択提出		建設機械のリース 契約に関する申出書	正副2部作成。 リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合に作成する。

③ 技術職員コード「703」「704」で加対象となる業種の追加に関して(技術職員を追加する場合)

<p>必須提出</p>		<p>技術職員の資格を証する書類</p>	<p>技術職員名簿に記載した資格を確認できる免状の写しや実務経験証明書等。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期間の定めがなく、前回の審査時に示している場合は不要。※変更の場合を除く。</li> <li>・第二種電気工事士のように、資格に加えて実務経験が必要なものについては、資格を確認できる免状の写し及び実務経験証明書。</li> <li>・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証は該当者がいる場合は必要（写し可）</li> </ul> <p>※28年6月以降に監理技術者講習を受けた方は、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証は統合されるので、統合後のものを持っている方は、必ず監理技術者資格者証の両面を提出すること。（写しの場合は両面印刷）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹技能者については、登録基幹技能者講習修了証（写し）を提出。</li> <li>・建設キャリアアップシステムにおいてレベル3又はレベル4と判定された技術者については、能力評価（レベル判定）結果通知書（写し）を提出。</li> <li>・監理技術者補佐（1級技士補）については、次のいずれかが必要</li> </ul> <p>①1次検定の合格証及び主任技術者になることのできる資格の合格証(前回経審で確認できる場合は不要)</p> <p>②監理技術者要件を満たしている場合は、監理技術者資格者証又は監理技術者要件を満たしていることが確認できる資料</p>
<p>必須提出</p>		<p>給与所得の源泉徴収簿等(個人事業主は確定申告書類一式等(青色・白色申告決算書))</p>	<p>「審査基準日以前6ヶ月を超える月」から「審査基準日を支給算定する月」までの各職員の支給明細が確認できる源泉徴収簿（給与台帳、賃金台帳など）。（源泉徴収票は不可）可能な限り、技術職員名簿記載順に並べること。</p> <p>※審査の円滑化のため、技術職員の通番を加筆してください。</p>

選択提出		技術職員の生年月日を証する書類	健康保険及び厚生年金保険加入の場合に係る書類が無く、法第7条第2号ハ（10年以上の実務経験）により申請する技術職員等、生年月日が記載された書類が確認できない場合必要。 ・公的機関が発行する生年月日の記載があるもの。 例：国民健康保険被保険者証 など
選択提出	<p style="color: red; text-align: center;">健康保険及び厚生年金保険加入の場合、 該当するものをいずれか選択 ※保険者番号・記号はマスキングすること。</p>	健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書	・職員の審査基準日現在の加入状況を確認しますので、審査基準日時点で適用される標準報酬決定通知書を提出してください。 ※標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用されます。 ・組合管掌健康保険に加入している場合は、組合から発行された健康保険の標準報酬決定通知書も必要となります。 ・審査の円滑化のため、標準報酬決定通知書に技術職員の通番を加筆してください。
選択提出		被保険者資格証明書、被保険者証、所属企業の雇用証明書(任意様式)又は住民税特別徴収税額通知書	強制適用が除外される国民健康保険組合等に加入している場合に必要。 ・これとは別に上記の厚生年金保険に関する書類の提出も必要。 ・被保険者証は審査基準日時点で有効期限内のものに限る。
選択提出		後期高齢者医療制度加入の被保険者資格証明書、被保険者証、所属企業の雇用証明書(任意様式)又は住民税特別徴収税額通知書	後期高齢者医療制度の被保険者である技術職員がいる場合に必要。 ・被保険者証は審査基準日時点で有効期限内のものに限る。
選択提出		住民税特別徴収税額通知書	社会保険に未加入で、住民税の源泉徴収を行っている場合に、勤務先の企業名、技術者名簿及び経理担当者が記載されていることが必須。 ・審査基準日が入る年度の通知書。
選択提出		CPD の単位取得を証する書面の写し	CPD 認定団体の発行する、審査基準日以前1年間に修得した CPD 単位を証する書類。

## 4 申請書類の作成方法

申請書の記載は、以下の①～②以外の項目については「改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本」より申請事項を転記してください。

特に以下については当初申請時と記載方法が異なりますので、作成にあたり注意してください。

### ①『経営規模等評価申請書・総合評定値請求書』(20001帳票)

※本説明書11～12ページ参照。

(1枚目)

・表題部分

「経営規模等評価申請書」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請項目

「建設業法第27条の26第1項の規定により、経営規模等評価の申請をします。」の項目に**取り消し線**を記入します。

・申請等の区分

申請の区分に、経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求を表す「4」を記入します。

(2枚目)

・審査結果の通知番号

当初申請における結果通知書の右上に記載してある「**行政庁記入欄**」の番号を記入します。

・審査結果通知日

当初申請における**結果通知書の発行年月日**を記入します。

・再審査を求める事項

「**令和8年7月1日施行の改正に係る事項**」と記入します。

・再審査を求める理由

「**制度改正のため**」と記入します。

### ②『経営規模等評価申請等提出票』

申請書類とあわせて必ず提出してください。

※本説明書13ページ参照。

# 様式第二十五号の十一の記載例

改正に係る項目以外は全て改正前の基準で受審した経営事項審査申請書の副本より申請事項を転記してください。

該当しないものを二重線で消す。

(用紙A4)  
20001

~~経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書~~

行政書士が代理申請するときは、こちらに記入の上、適宜押印してください。(押印の要否は行政書士法に従ってください。)なお、申請者の押印は不要です。  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。~~

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

代理人

千葉市中央区洲港1-1-1  
行政書士 下 総 大地



~~地方整備局長  
北海道開発局長  
千葉県 知事 殿~~

申請者

千葉市中央区市場町1-1  
経審建設工業 株式会社  
代表取締役 経審 太郎

記名をお忘れなく!

この枠内は記入しない。

行政庁側記入欄		項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和	02年06月31日	令和	01年04月15日

申請時の許可番号	02	大臣知事	12	国土交通大臣知事	許可(一般)	23	第987654号	令和01年04月15日
前回の申請時の許可番号	03	大臣知事	00	国土交通大臣知事	許可(一般)	00	第000000号	平成00年00月00日
審査基準日	04	令和	02年06月31日					

申請時点での許可番号及び許可年月日を記入。

再審査の場合は、「4」を記入。

申請等の区分	05	4			
処理の区分	06	00			
資本金額又は出資総額	07	1	0000	(千円)	1234567890000
商号又は名称のフリガナ	08	ケイシンケンセツコウギョウ			
商号又は名称	09	経審建設工業(株)			
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ケイシン タロウ			
代表者又は個人の氏名	11	経審 太郎			
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	12101			
主たる営業所の所在地	13	市場町1-1			
郵便番号	14	260-0855			
電話番号		043-223-3116			

申請時点での商号名称、代表者及び所在地を記入。

許可を受けている建設業	15	222121	(1.一般)
経営規模等評価対象建設業	16	9999	(2.特定)

項番  
 自己資本額 [ 1 7 3 5 10 1 7 8 9 ] (千円) 審査対象 [ 2 ] (1. 基準決算  
 2. 2期平均)

基準決算	[ 1 2 3 ] (千円)
直前の審査基準	[ 3 4 5 6 ] (千円)

利益額 (2期平均) [ 1 8 3 5 10 1 6 2 ] (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)  
 = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益	[ 1 2 3 ] (千円)	営業利益 [ 7 8 9 ] (千円)
減価償却実施額	[ 1 2 4 5 ] (千円)	減価償却実施額 [ 2 5 6 ] (千円)

技術職員数 [ 1 9 3 5 3 ] (人)

登録経営状況分析機関番号 [ 2 0 3 5 0 0 0 0 ] 経営状況分析を受けた機関の名称  
 ○○○○○○○○

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

通知番号は、結果通知書の「行政庁記入欄」の数値を記入。

結果通知書の発行年月日 (知事印の上に記載されている日付) を記入。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	第 01-00001 号	審査結果の通知の年月日	令和7年 7月 15日
再審査を求めめる事項	令和8年7月1日施行の改正に係る事項	再審査を求めめる理由	制度改正のため

再審査を求めめる事項は、「令和8年7月1日施行の改正に係る事項」と記入。

再審査を求めめる理由は、「制度改正のため」と記入。

連絡先  
 所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
 ファックス番号 \_\_\_\_\_

# 経営規模等評価申請等提出票の記載例

記載例

## 経営規模等評価申請等提出票

申請等の区分 (該当するものに○印)	
	経営規模等評価申請及び総合評定値請求
	経営規模等評価申請
	総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立
○を記入すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 経営規模等評価再審査申立 (制度改正) 及び総合評定値請求
	経営規模等評価再審査申立 (制度改正)

許可番号 <small>(「国土交通大臣・千葉県知事」については、不要のものを消すこと)</small>	<del>国土交通大臣</del> 千葉県知事 許可 第 ○○○○○○ 号
商号又は名称	○○○(株)
審査基準日	令和○○年○○月○○日

経営規模等 評価等対象 建設業 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック
	鋼構造物	鉄筋	<input checked="" type="checkbox"/> ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置
	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	

完成工事高積上の有無 <small>(該当するものに○印)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
--	---------------------------------------	----------------------------

行政庁側記入欄

事務所コード                      整理番号

□□ — □□□□□□□□

(旧) □□ — □□□□□□□□

(受付) □□ 年 □□ 月 □□ 日

受付印

別紙二（技術職員名簿）の記載例

(用紙A4)

2 0 0 0 5

技術者は生年月日の遅い者順に記入

技術職員名簿

ページ数を記入する技術者数が多く2枚目以上に渡る場合は2枚目以降は「002」、「003」・・・と記入する

頁数 81 頁 001

通番	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分	資格区分	講習受講	業種コード	有資格区分	資格区分	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	千葉 一郎	昭和63年10月1日	34	82	01	113	1	13	113	1	1	第0000000000001号	0
2	船橋 太郎	昭和59年10月2日	37	82	01	002	2						5
3	松戸 五郎	昭和25年3月2日	72	82	01	214	2	09	129	1	1	第000122300001号	6
4				82									
5	<p><b>審査基準日時点の満年齢を記入</b>                      「年齢の計算に関する法律」により、誕生日の前日に一歳年をとると考える                      審査基準日：令和4年9月30日の場合                      昭和63年10月1日生→9月30日に34歳になる→34歳と記入                      昭和59年10月2日生→10月1日に38歳になる→37歳と記入</p>												
6	<p>監理技術者資格者証の交付番号を記入する                      審査基準日時点において、有効期限を経過している場合又は所属建設業者の欄が申請建設業者名と一致していない場合は記載不可</p>												
7	<p>以下にあてはまる技術職員につき○を記入する</p>												
8	<p>技術職員1人につき2業種のみ申請可                      (2業種の考え方)                      ・1資格から2業種選択でもOK                      例：土木施工管理技士→土木・ほ装                      この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に記入                      ・2資格から1業種ずつ選択でもOK                      例：土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築                      ※1業種につき1資格のみ申請可                      ・1つの業種に対し、2つの資格を申請することは不可。                      例：電気→電気施工管理技士 ○                      電気→電気施工管理技士・電気工事士 ×</p>												
9	<p>前審査基準日までの技術職員名簿に記載のない者又は審査基準日前一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者</p>												
10	<p>※この名簿に記入した技術者の人数は、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書(20001帳票)の項番19に記入した技術職員数と必ず一致していなければなりません</p>												
11	<p>「講習受講」欄について                      申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入                      ① 建設業法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)                      ② 建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けていること                      ③ 建設業法第26条の6から8の規定による講習の有効期間に基準日が含まれること</p>												
12	<p>「CPD単位取得数」欄について                      技術職員が基準日以前1年間の間に、CPD認定団体によって認定された単位数を、CPD認定団体ごとの定数で除し、30を乗じた数値を記載してください。(小数点以下切り捨て)                      ※記載できるのは、いずれかの一団体分のみ                      ※計算の結果記載する単位数は各技術者ごとに上限30とし、30を超えた場合は30とする。                      ★計算方法の詳細は68ページをご覧ください。</p>												
13	<p>業種コードが経審申請業種でない場合は加点の対象となりません                      また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入できません</p>												
14	<p>記入をお忘れなく!</p>												

申請者 経審建設工業(株)

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況  
(W10) の確認資料について

いずれの確認資料も審査基準日時点での内容を審査しますので、内容が審査基準日に係るものをお持ちください。

① CPD単位取得数

CPD単位取得数は、建設業者に所属する技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の合計数となります。

【確認資料】令和3年国交省告示第246号別表第18に掲げるCPD認定団体発行の証明書  
書 (写しの提出)

② 技術者数

技術者数は、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、一級技士補及び二級技士補の数の合計となります。

技術職員名簿に記載のある者以外にCPD単位を取得した技術者がいる場合は、「様式第4号 CPD単位を取得した技術職員名簿」の提出が必要です。

【確認資料】「様式第4号 CPD単位を取得した技術職員名簿」に記載した技術者の資格証  
(写しの提出)・合格証(写しの提出)及び基準日現在の常勤性が確認できる資料

③ 技能レベル向上者数

技能レベル向上者数は、認定能力評価基準により受けた評価が審査基準日以前3年間に1以上向上(レベル1からレベル2等)した者の数となります。なお、認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベル1として審査します。

【確認資料】審査基準日以前3年間にレベル2以上の評価をうけた「能力評価(レベル判定)結果通知書」  
(写しの提出)

#### ④ 技能者数

技能者数は、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、作業員名簿を作成する場合に建設工事に従事する者として氏名が記載される者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事する者（監理技術者や主任技術者として管理に係る業務のみに従事する者は除く）の数となります。「様式第5号 技能者名簿」の提出が必要です。

【確認資料】技能者が記載されている審査基準日以前3年間に稼働していた工事の作業員名簿及び基準日現在の常勤性が確認できる資料

#### ⑤ 控除対象者数

控除対象者数は、審査基準日の3年前の日以前にレベル4の評価を受けていた者の数とする。

【確認資料】審査基準日の3年前の日以前にレベル4評価をうけた「能力評価（レベル判定）結果通知書」（写しの提出）

技術職員名簿

頁 項番 数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		千葉 一郎	昭和61年 10月 1日	31	8 2 0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	第〇〇〇号	28
2	○	船橋 太郎	昭和57年 10月 2日	34	8 2 0 1	0 0 2	2					
3		松戸 五郎	昭和23年 3月 2日	69	8 2 0 1	2 1 4	2	0 9	1 2 9	1	第〇〇〇号	30
4	<p>(例)「公益社団法人地盤工学会」によって 48 単位の取得を認定された場合、                      48 (単位) ÷ 50 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 28.8                      6 しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、                      7 これを切り捨て「28」となる。</p>											
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10	<p>(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって 18 単位の取得を認定された場合、                      18 (単位) ÷ 12 (告示別表第 18 の右欄に掲げられている数値) × 30 = 45.0                      12 しかし、各技術者のCPD単位の上限は 30 のため、「30」となる。</p>											
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23	<p>【その他留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。</li> <li>● 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。</li> <li>● 単位の認定団体は、各人1団体まで。</li> </ul>											
24												
25												
26												
27												
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

経営事項審査の項目及び基準の改正について

別紙三

(別紙八-4)  
20004

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	
建設業退職金共済制度加入の有無	4 1 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4 2 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)
別紙2「技術職員名簿」のみの場合はそのCPD単位の合計、様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」がある場合は、CPD単位の総計を記入。	4 3 <input type="checkbox"/> (1.該当、2.非該当)
別紙2「技術職員名簿」と様式第4号「CPD単位を取得した技術者名簿」の技術者数の合計を記入。	4 4 <input type="checkbox"/> (人)
新規若年技術職員の育成及び確保	4 5 <input type="checkbox"/> (1.該当、2.非該当)
CPD単位取得数	4 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (単位) 技術者数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (人)
技能レベル向上者数	4 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (人) 技能者数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (人) 控除対象者数 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の状況	4 8 <input type="checkbox"/> (1.「なるべし」取組(3段階)、2.「なるべし」取組(2段階)、3.「なるべし」取組(1段階)、4.「アットナラべし」取組(2段階)、5.非該当)
様式第5号「技能者名簿」の「レベル向上の有無」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。	4 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (人)
様式第5号「技能者名簿」に技能者として氏名を記載した者の合計を記入。	4 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (人)
様式第5号「技能者名簿」の「控除対象」の欄に○印が記載されている者の合計を記入。	4 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (人)
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	4 12 <input type="checkbox"/> (1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当)
建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無	4 13 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)
建設業の営業継続の状況	
営業年数	5 3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (年)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5 4 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)
初めて許可(登録)を受けた年月日	5 5 年 月 日
休業等期間	年 月 日
備考(組織変更等)	
再生申請又は更生申請開始決定日	年 月 日
再生計画又は更生計画認可日	年 月 日
再生申請又は更生申請決定日	年 月 日
防災活動への貢献の状況	
防災協定の締結の有無	6 5 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)
法令遵守の状況	
営業停止処分の有無	6 6 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)
指示処分の有無	6 7 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)
建設業の経理の状況	
監査の受審状況	6 8 <input type="checkbox"/> (1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無)
公認会計士等の数	6 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (人)
二級登録経理試験合格者等の数	6 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (人)
研究開発の状況	
研究開発費(2期平均)	6 1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (千円)
研究開発費(2期平均)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (千円)
研究開発費(2期平均)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (千円)
建設機械の保有状況	
建設機械の所有及びリース台数	6 2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (台)
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況	
エコアクション21の認証の有無	6 3 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)
ISO9001の登録の有無	6 4 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)
ISO14001の登録の有無	6 5 <input type="checkbox"/> (1.有、2.無)

CPD単位を取得した技術者名簿  
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	地井場 勲	平成13年6月8日	28
2	市川 正巳	平成10年3月3日	30

CPD単位を取得し、技術職員名簿に記載ない方を記載する。

(例)「公益社団法人地盤工学会」によって48単位の取得を認定された場合、  
 $48(\text{単位}) \div 50(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 28.8$

しかし、計算された各技術者のCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨て「28」となる。

(例)「一般財団法人建設業振興基金」によって18単位の取得を認定された場合、  
 $18(\text{単位}) \div 12(\text{告示別表第18の右欄に掲げられている数値}) \times 30 = 45.0$

しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」となる。

【その他留意事項】

- 取得単位が「0」の場合は空欄でも可。
- 審査基準日以前1年間に取得したCPD単位が対象。
- 単位の認定団体は、各人1団体まで。
- 様式二「技術職員名簿」に記載した方のみが対象の場合、本様式は提出不要。

上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)	58
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)	58
CPD単位総計 (①+②)	116

別紙二「技術職員名簿」のCPD  
単位取得数の合計を記入

CPD単位取得数

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。  
 なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

※こちらの様式4号には、二級技士補の方も記載することができます。

CPD 単位取得にのみ該当がある場合も、作成・提出が必要となります。

(用紙A4)

年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	三島 習作	平成10年2月3日	2020年1月1日	→ ○	
2	流 竜馬	平成7年12月9日			
3	馬場 花音	平成5年10月23日	2016年8月31日	→	○
合計	3 (人)			1 (人)	1 (人)

審査基準日から3年以内

審査基準日から3年の前日以前

**【その他留意事項】**

- 認定能力基準による評価を受けていない場合は、レベルとして審査。  
(期間中にレベルとなったものはレベル向上対象とはならない)

記載要領

**技能者数**

**技能レベル向上者数**

**控除対象者数**

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

### 告示別表第 1 8

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

## 4 技術職員名簿（2005 帳票）

### 【記載要領】

- 1 この名簿は、審査基準日以前6ヶ月を超える期間在籍する技術職員（建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2つまでとする。

また、技術職員名簿は生年月日の遅い者から順に記載し、生年月日が同日の場合は氏名の五十音順に記入すること。

※申請業種ではない業種コードを記入しても加算されないので留意すること。

また、申請業種に対応する資格が無い技術職員は記入しないこと。

- 2 カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。
- 3 8 1「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が3枚目であれば0 0 3、12枚目であれば0 1 2のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 4 「新規掲載者」の欄は、前審査基準日までの技術職員名簿に記載の無かった技術職員に○を記入すること。前審査基準日に経営事項審査を受けていない場合は、審査基準日から遡って一年の間に新たに技術職員として記載できるようになった者に○を記入すること。
- 5 「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。なお、「年齢の計算に関する法律」に基づき、誕生日の前日に満年齢が上がることとする。
- 6 「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から2つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゅんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

- 7 「有資格区分コード」の欄は、審査基準日時点において技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて、該当するコードを記入すること。
- 8 「講習受講」の欄は、法第15条第2号イに該当する者が、審査基準日時点において建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第26条の6から第26条の8までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（又は平成16年2月29日以前の指定講習（平成17年3月1日改正前の建設業法第27条の18第4項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。以下同じ。））の有効期間内に審査基準日が含まれる場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

- 9 「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第27条の18第1項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。(審査基準日時点の状況に基づき記載すること。)
- 10 「CPD単位取得数」の欄は、各技術者がCPD認定団体によって認定された単位数を、CPD認定団体ごとの定数で除し、30を乗じた数を記載すること。
- 11 本帳票の右下隅に、申請者の商号又は名称を記入すること。(2枚以上の場合も全てに記入。)

#### 注 意

- 1 経営事項審査では、職員の常勤性を、①健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険」という。)の加入状況等、②賃金の支給状況の組み合わせで確認します。

なお、上記で確認の取れる者であっても、以下の者は常勤の職員として該当しないこととなりますので、御注意ください。

- (1) パート、アルバイトなど期間を定めて雇用されている者
  - (2) 農閑期における農家からの出稼ぎの者など季節的に雇用されている者
- 2 技術者が高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者の場合、雇用期間が限定されていても、証明する書類の提出により認めるものとする。
- 3 他社からの出向職員については、出向協定書(基本協定及び出向命令書(期間記載のもの)、社会保険被保険者標準報酬決定通知書等及び源泉徴収簿により常勤性を確認します。
- 4 社会保険の被扶養者の方は技術職員名簿に記載することはできません。

#### 【必要書類】

経営事項審査申請に「必要な書類一覧」の下記の書類を提出する。

	書類名
必須提出	前回受けた経営事項審査申請書の副本一式
必須提出	技術職員の資格を証する書類
選択提出	技術職員の生年月日を証する書類
必須提出	給与所得の源泉徴収簿(個人事業主の場合は、青色・白色申告決算書)
選択提出	健康保険及び厚生年金保険加入の場合、いずれか選択
選択提出	住民税特別徴収税額通知書
選択提出	継続雇用制度の対象者であることを証する書類

事業所整理記号	事業所番号
■■■■	■■■■

### 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

被保険者整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月	決定後の標準報酬月額 (健保)	決定後の標準報酬月額 (厚生)
1	千葉 太郎	昭和○年○月○日	第一種	H30. 09	〇〇千円	410 千円
5	千葉 花子	昭和○年○月○日	第二種	H30. 09	〇〇千円	280 千円
7	地井場 勲	昭和○年○月○日	第二種	H30. 09	〇〇千円	260 千円
12	市川 正巳	平成○年○月○日	第二種	H30. 09	〇〇千円	240 千円
14	井上 毅	平成○年○月○日	第二種	H30. 09	〇〇千円	170 千円

保険者番号はマスキングすること。

★説明の都合上黒塗りにしているが、実際には黒塗りにしていないものが必要。★

審査基準日時点で適用されるものが必要。(原則として9月～翌年8月までが適用期間)

郵便番号	■■■■
事業所住所	■■■■■■■■■■
事業所名称	■■■■
事業主氏名	■■■■ 様

平成 30 年 7 月 9 日  
上記のとおり標準報酬が決定されたので通知します。

日本年金機構理事長

( 参 考 )

建設業法第7条第2号

- イ 学校教育法に基づく学校（大学、高等専門学校、高等学校）の指定学科を卒業した後、同学科に関連する工事に関し、一定期間（大学3年、高専3年、高校5年）以上の実務経験を有する者  
⇒コード番号001
- ロ いずれかの建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者  
⇒コード番号002
- ハ 一定の資格（建築士、土木施工管理技士等）を有する者

建設業法第15条第2号

- イ 国土交通大臣が定めた検定等に合格した者又は免許を有する者
- ロ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、元請で4,500万円以上の工事に関して、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者
- ハ 国土交通大臣が同号イ又はロと同等の能力を有すると認定した者

⇒イと同等はコード番号003

ロと同等はコード番号004

（建設業法第7条第2号イに該当する技術者とは、下記Bの学科を卒業後Aの工事業の実務経験が大学で3年、高専で3年、高校で5年以上ある者をいいます。）

建 具 工 事 業	さ く 井 工 事 業	造 園 工 事 業	熱 絶 縁 工 事 業	消 防 施 設 工 事 業	機 械 器 具 設 置 工 事 業	防 水 工 事 業	板 金 工 事 業	し ゆ ん せ つ 工 事 業	鉄 筋 工 事 業	鋼 構 造 物 工 事 業	清 掃 施 設 工 事 業	水 道 施 設 工 事 業	管 工 事 業	電 気 通 信 工 事 業	電 気 工 事 業	解 体 工 事 業	塗 装 工 事 業	ブ ロ ック 工 事 業	タ イル ・ れ ん が ・ 工 事 業	屋 根 工 事 業	石 工 事 業	と び ・ 土 工 事 業	左 官 工 事 業	内 装 仕 上 工 事 業	ガ ラ ス 工 事 業	大 工 工 事 業	建 築 工 事 業	舗 装 工 事 業	土 木 工 事 業	A		
建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	土木工学、建築学又は電気工学に関する学科	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	建築学又は機械工学に関する学科	土木工学又は機械工学に関する学科	建築学又は機械工学に関する学科	土木工学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	電気工学又は電気通信工学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	土木工学又は建築学に関する学科	B

注 意

- ・建設業法第7条第2号イに該当する技術者については、該当する学校の指定学科を卒業したことを証する書面（卒業証書等）（写し可）を提出してください。
- ・有資格者区分コード099（例：学校教育法による所定学科を修めて専門学校を卒業後、専門学校（1年制）にあつては5年以上、専門学校（2年制以上）にあつては3年以上、評価を受けようとしている建設業に関する実務の経験をしている者）を使用する場合は、「001及び002資格の技術職員名簿一覧表」に記載するのではなく、実務経験証明書（建設業法施行規則別記様式第9号）を作成してください。なお、専門学校卒業の方で高度専門士・専門士の方は称号が確認できる証明書の提出が必要です。
- ・実務経験の緩和措置を適用する場合の有資格者区分コードは099となります。

## 5 その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）

カラムに記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2のように右詰めで記入すること。

4 4~4 7 記載方法は通常申請と同様です。

5 2 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にせる企業の自主宣言を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を記入する。

### 6 2 「建設機械の所有及びリース台数」

① 審査基準日において、建設機械抵当法施行令 別表に規定される『建設機械』のうち、

#### ・ショベル系掘削機械

ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーの  
アタッチメントを有するもの

#### ・ブルドーザー

自重3トン以上のもの

#### ・トラクターショベル

バケット容量が0.4立方メートル以上のもの

#### ・モーターグレーダー

自重5トン以上のもの

#### ・移動式クレーン

つり上げ荷重が3トン以上のもの

#### ・大型ダンプ車（自家用・営業用）

車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で、事業の種類として建設業を届け  
出ており、表示番号の指定を受けているもの

#### ・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)

自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」  
と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車。

なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、  
土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点対象としない。

#### ・締固め用機械

ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

※ハンドガイドローラー（移動用エンジンにより自走可能なもの）はロードローラーの一  
種であるため、加点対象となります。

#### ・解体用機械

ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

#### ・高所作業車

作業床の高さ2m以上のもの

を所有している台数及び、審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定め  
があるリース契約が締結されている台数をカラムに記載する。

#### ・不整地運搬車

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第33号に掲げる  
不整地運搬車。

#### ・アスファルト・フィニッシャ

自動車検査証の車体の形状欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車。

- ② 対象となる建設機械については、労働安全衛生法及び道路運送車両法等に基づいて義務付けられている『特定自主検査』、『性能検査』、『自動車検査』の対象機械とし、『特定自主検査』の対象機械においては審査基準日前1年以内に検査を行っていること、『性能検査』及び『自動車検査』の対象機械においては審査基準日が検査証の有効期間内であることにより、建設機械が正常に稼動する状態であると確認できることが必須となる。

※なお、各検査証等により確認できる機種等は、原則として下記のものとする。

○特定自主検査記録表

- ・ブル・ドーザー
- ・トラクター・ショベル（クローラ式）
- ・トラクター・ショベル（ホイール式）
- ・油圧ショベル（クローラ式）
- ・油圧ショベル（ホイール式）
- ・クレーン機能付油圧ショベル（クローラ式）
- ・共通機体（油圧式又は機械式）＋ ジブ・リーダー・ワイヤーロープ ＋ クラムシェル（クラムシェルの場合、上記3種類の点検表が必要となる。）
- ・モーター・グレーダ
- ・締固め用機械
- ・解体用機械
- ・高所作業車
- ・不整地運搬車

○移動式クレーン検査証

- ・移動式クレーン

○自動車検査証

- ・大型ダンプ車
- ・ダンプ(土砂の運搬が可能な全てのダンプ)
- ・アスファルト・フィニッシャ

※なお、加対象となる台数は15台までです。16台以上申請されても点数は変わりません。

必要書類： 申請書等である「建設機械の保有一覧表」に記載のある建設機械について、特定自主検査記録表等及び所有（リース契約）を証明する書類により確認します。

○建設機械の保有状況一覧表

- ・2部作成し、提出すること。（受付後、1部返却、次回の申請時に提出）

○特定自主検査記録表

- ・審査基準日前1年以内に点検を実施していること。
- ・機種が加対象となるショベル系掘削機械・ブルドーザー・モーターグレーダー・トラクターショベル・不整地運搬車であること。
- ・使用者が申請者、前所有者又は所有者（リース契約の場合）であること。
- ・新車購入（リースの場合も）から1年以内は、メーカーが発行する特定自主検査実施時期証明書等（写し）を提出すること。

○移動式クレーン検査証

- ・審査基準日が有効期間内に含まれるもの。

☆特定自主検査及び記録表についての問い合わせ先

社団法人 建設荷役車輛安全技術協会 千葉県支部 TEL043-245-9926

☆移動式クレーン検査証についての問い合わせ先

都道府県労働局又は登録性能検査機関

○自動車検査証

- ・有効期間満了日が審査基準日以降になっていること。
  - ・所有者又は使用者の欄が申請者になっていること。
  - ・大型ダンプ車については、備考欄で届け出の事業の種類が「建」となっており、表示番号を取得していること。
- ※なお、手書きによる加筆の場合には運輸支局等名小印が押印されていること。

○ 所有・リース契約を証明する書類

【所有を証明する書類】※型番・製造/車体番号が明確に記載されていることが必要。

- ・売買契約書の写し（申請者が購入者となっている契約書）
- ・建設機械打刻証明書又は建設機械打刻検認証明書の写し  
（申請者が現在の所有者となっている場合に限る）
- ・注文書、注文請書、購入依頼書などの写し  
（申請者が申込者となっている書類に限る）
- ・法人税又は所得税の確定申告書の別表 16 及び減価償却に係る明細表などの写  
（明細等で、1 台ごとの建設機械が確認できること）
- ・過去 3 年間の特定自主検査記録表の写し  
（3 年間の使用者が申請者である場合に限る）

【リース契約を証明する書類】・・・すべて写し可

- ・リース契約書（賃貸借契約書、レンタル契約書）

（審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあること）

リース期間が、審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する契約において、その契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」【原本】を提出することにより、審査基準日から1年7ヶ月を経過する日以降まで使用期間の定めがあることと相当するとみなす。

- ・ 契約を締結したリース会社が発行するリース契約の証明書  
（リース期間に関する記載があるものに限る）

※ 新規掲載の建設機械がある場合は、建設機械の規格が確認できる書類

（カタログ等）の提出も必要。（上記の提出書類に規格の記載がある場合は提出不要。）

その他の審査項目 (社会性等)

**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況**

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員の育成及び確保 4 5 1 [1.該当、2.非該当]

CPD単位取得数 4 6 9 0 (単位) 技術者数 3 (人)

技能レベル向上者数 4 7 1 (人) 技能者数 5 (人) 控除対象者数 0 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 4 8 1 [1.えるぼし認定 (1段階目)、2.えるぼし認定 (2段階目)、3.えるぼし認定 (3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 4 9 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 0 1 [1.ユースエール認定、2.非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 1 1 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度の宣言の有無 5 2 1 [1.有、2.無]

**建設業の営業継続の状況**

営業年数 5 3 4 7 (年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 4 2 [1.有、2.無]

**防災活動への貢献の状況**

防災協定の締結の有無 5 5 1 [1.有、2.無]

**法令遵守の状況**

営業停止処分の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 7 2 [1.有、2.無]

**建設業の経理の状況**

監査の受審状況 5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 5 9 1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 2 (人)

**研究開発の状況**

研究開発費 (2期平均) 6 1 0 (千円)

**建設機械の保有状況**

建設機械の所有及びリース台数 6 2 5 (台)

**国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況**

エコアクション21の認証の有無 6 3 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 4 2 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 5 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の割合(B/A)が15%以上の場合は「1」を、15%未満の場合は「2」を記入。

新規若年技術職員の割合(C/A)が1%以上の場合は「1」を、1%未満の場合は「2」を記入。

技術職員名簿(2005帳票)に記載されている職員の数及び記載されている職員のうちあてはまる職員の数を入力する。

小数点第2位以下を切り捨てる。

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
3 (人)	2 (人)	66.6

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	33.3

項番46、47の記載方法は69ページをご覧ください。

建設業の許可又は登録を最初に受けた時から審査基準日までの年数を記入する。端数は切り捨てる。

休業期間、廃業期間、許可切れ期間等を記入する。

組織変更、合併等を具体的に記入する。

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
平成 47年 9月 1日	年 月	昭和58年1月22日有限会社から株式会社へ変更

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終了決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

民事再生法又は会社更生法の適用を受けている場合に「1」を記入。

再生・更生期間中か否かを問わず、改正後に適用を受けた場合記入。

審査対象年度に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。

「監査の受審状況」欄において「1」を記入した場合のみ、2期平均の額を記入、それ以外の場合は、「0」を記入。

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前年度	審査対象事業年度の前々年度
(千円)	(千円)	(千円)

対象となる建設機械の所有又はリース契約台数を記入。

申請者 経審建設工業(株)

記入をお忘れなく!

7 建設機械の保有状況一覧表の記載例

建設機械の保有状況一覧表

千葉県知事様

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

審査基準日

令和2年9月30日

※記入する年月日は和暦(平成又は令和)での表記としてください。(H又はRでも可)

前審査基準日の一覧表と比較し、新規に掲載する機械に○を記入

No.	新規掲載	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リース の別	取得年月日			検査実施年月日 又は 有効期間満了日
								リース開始日	リース期間満了日	申出書 の有無	
1	○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車	H製作所	ZZ-99EFG	0123456	油圧ショベル (クローラ式)	自社所有	平成28年4月1日	令和3年3月30日	有	令和2年9月11日
2		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車	K建機	YY-0000	9876543	16トン	自社所有	平成19年11月23日			令和元年11月10日
3	○	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				大積載量9,000kg	自社所有	平成22年1月21日			令和2年1月16日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				クラムシェル のうち該当するものを選択	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【トラクターショベルの場合】⇒バケット容量を記入	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【ブルドーザー・モーターグレーダーの場合】⇒自重を記入	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【移動式クレーンの場合】⇒つり上げ荷重を記入	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【大型ダンプ車の場合】⇒車両総重量又は最大積載量を記入(要件を満たす方を記入)	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【ダンプの場合】⇒ダンプ・ダンプフルトレラ・ダンプセミトレラのうち該当するものを記入	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【締固め用機械・解体用機械の場合】 締固め用機械:ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー 解体用機械:ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【アスファルト・フィニッシャの場合】⇒アスファルト・フィニッシャと記載	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車				【不整地運搬車の場合】⇒不整地運搬車と記載	自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					自社所有				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					リース				年 月 日
		ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー・移動式クレーン 大型ダンプ車・ダンプ・締固め用機械・解体用機械・高所作業車・アスファルト・フィニッシャ・不整地運搬車					リース				年 月 日

リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以降にあること

リース期間が審査基準日から1年7ヶ月以内に終了する場合で、その契約の更新、延長等を予定している場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」を正副2部提出する

【特定自主検査の場合】  
・審査基準日前、1年以内に検査年月日があること  
・新車の場合は、次回検査予定年月月を記載

【製造時等検査・性能検査・自動車検査の場合】  
有効期間満了日が審査基準日以降であること

## 建設機械の保有状況一覧表【記載要領】

※項番「62」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。

※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。

※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。

①「ショベル系掘削機」にあつては、特定自主検査記録表に記載されている機種。(例:油圧ショベル(クローラ式))

②「ブルドーザー」にあつては、自重。(例:3.89トン)

③「トラクターショベル」にあつては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)

④「モーターグレーダー」にあつては、自重。(例:10.0トン)

⑤「移動式クレーン」にあつては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)

⑥「大型ダンプ車」にあつては、最大積載量又は車両総重量。(例:最大積載量9,000kg)

⑦「ダンプ」にあつては、ダンプ・ダンプフルトレーラ・ダンプセミトレーラのうち該当するもの。なお、自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両においては、加点对象としない。

⑧「締固め用機械」にあつては、ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー

⑨「解体用機械」にあつては、ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機

⑩「高所作業車」にあつては、作業床の高さ。

⑪「アスファルト・フィニッシャ」にあつては、アスファルト・フィニッシャと記載。

⑫「不整地運搬車」にあつては、不整地運搬車と記載。

※「検査実施年月日又は有効期間満了日」の欄は、「ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー・モーターグレーダー」にあつては特定自主検査の実施日を記入し、「移動式クレーン」にあつては製造時等検査又は性能検査の、「大型ダンプ車」にあつては自動車検査証の有効期限を記入すること。

※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。

※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。

記載例

## 建設機械のリース契約に関する申出書

所在地

商号又は名称

許可番号

代表者名

審査基準日 令和2年3月31日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を予定していることを申し出ます。

なお、この申出書に反し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買取を行わなかった場合（ただし、廃車など止むを得ないと認められる場合は除く）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法に基づく監督処分を課されることを了承いたします。

### 記

メーカー名	型式	製造・車体番号	リース形態	リース期間	
日立	ZW145W-3	ZW145-00293	オペレーティングリース	H28.11.1～R2.8.31	
CAT	950G	5MW01816	オペレーティングリース	H29.12.1～R2.9.30	

リース終了日が、審査基準日から1年7ヶ月以内にあること

総合評定値通知手数料減免申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者

(商号) 経審建設工業 (株)

押印は不要  
です！

(代表者職氏名) 代表取締役 経審 太郎

使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、次のとおり総合評定値通知手数料を免除されますよう申請いたします。

- 1 総合評定値通知手数料の額
- 経審を申請する  
業種数を記入
- ↓
- 四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数 ( 4 種類) を乗じて得た額との合計額
- 合計 1,200 円
- 2 免除申請額
- 1,200 円
- 記載する金額は、以下の計算方法により算出する。  
 $400円 + (申請業種数 \times 200円)$
- 3 理由

令和8年7月1日の制度改正に係る経営規模等評価再審査申立に伴い、再度同一の審査基準日に係る総合評定値請求を行うため。

## 第3 参考

### 1 建設業関連法令等（抜粋）

法：建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）

省令：建設業法施行規則（昭和24年7月28日建設省令第14号）

#### （1） 経営規模等評価再審査

##### ① 法第27条の27（経営規模等評価の結果の通知）

国土交通大臣又は都道府県知事は、経営規模等評価を行ったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該経営規模等評価の申請をした建設業者に対して、当該経営規模等評価の結果に係る数値を通知しなければならない。

##### ② 法第27条の28（再審査の申立）

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、再審査を申し立てることができる。

##### ③ 省令第20条（再審査の申立て）

法第27条の28に規定する再審査（以下「再審査」という。）の申立ては、法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた日から30日以内にしなければならない。

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査（当該改正に係る事項についての再審査に限る。）を申し立てることができる。

3 再審査の申立ては、別記様式第25号の11による申立書を経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に提出してしなければならない。

4 第2項の規定による再審査の申立てにおいては、前項の申立書に、再審査のために必要な書類を添付するものとする。

5 第2項の規定により再審査の申立てをする場合において提出する第3項の申立書及びその添付書類は、同項の規定にかかわらず、国土交通大臣の許可を受けた者にあつては国土交通大臣に、都道府県知事の許可を受けた者にあつては当該都道府県知事に提出しなければならない。

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書  
(令和8年7月1日の制度改正に係る再審査申立用)

---

千葉県 県土整備部建設・不動産課 入札契約室  
〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1  
電話 043-223-3113  
FAX 043-223-1650  
Eメール [kenhu6@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:kenhu6@mz.pref.chiba.lg.jp)  
千葉県ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/>

---